

医療保険制度の見直し早わかり 国民健康保険に加入されている皆さまへ

国民健康保険の財政運営、被保険者資格の管理などは、これまで市町村単位で行ってまいりました。しかし平成30年度から都道府県単位に変更になります。同一都道府県内で他の市町村に引っ越しする場合、引っ越し前と同じ世帯であることが認められれば、高額療養費の該当回数のカウントも引き継がれるようになります。被保険者の皆さまの医療費負担額は、「多数回（44,400円）」に該当しやすくなるため下がることが期待できます。

Q. なぜ高額療養費を見直すの？

A. 高齢者と若者の世代間の公平を図るためです。医療費の負担の上限額は、同じ収入であっても、高齢者の方が若者世代よりも低く設定されています（下図）。世代間の公平を図るため、高齢者のうち負担能力のある方には、ご負担をお願いします。

上限額の比較（70歳以上は今年7月診療分までのもの）

| 70歳以上の方 | | 年収 | 69歳以下の方 |
|----------|-------------------|------------------|---------------------|
| 外来（個人ごと） | | 約370万円以上の方 | 約252,600円（140,100円） |
| 44,400円 | 約80,100円（44,400円） | | 約167,400円（93,000円） |
| | | | 約80,100円（44,400円） |
| 12,000円 | 44,400円 | 約370万円までの方 | 57,600円（44,400円） |
| 8,000円 | 24,600円 | 住民税非課税世帯 | 35,400円（24,600円） |
| | 15,000円 | 住民税非課税世帯（所得一定以下） | |

※（ ）内の金額は、多数回に該当する場合の上限額です。

Q. 70歳以上なのですが、私は8月から窓口で支払う医療費は増えますか？

A. 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、その月の医療費が上限額に達するかどうかによって異なります。

医療費の上限額は、収入に応じて決まります。ご自分の上限額が8月からいくらかになるのかはお問い合わせください。

Q. 今回、窓口での負担割合も見直されるのですか？

A. 窓口負担割合の見直しは行いません。

今回見直すのは、高額な医療費をご負担いただいた場合の月ごとの上限額です。窓口負担割合は見直しません。

Q. 高額療養費の支給を受けるには、なにか手続きが必要ですか？

A. 原則として保険者へ申請することが必要です。

高額療養費の支給を受けるためには、ご加入の保険者に申請を行う必要があります。ただし75歳以上の方は、2回目以降は申請しなくても自動的に振り込まれます。

お問い合わせ

大雪地区広域連合国民健康保険対策室 ☎（直）82-3697
役場定住促進課 ☎（代）82-2111

※国民健康保険以外に加入の方はご加入の医療保険者にお問い合わせください。

70歳以上の皆さまへ 8月から高額療養費の上限額が変わります

すべての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。そのため、平成29年8月から、70歳以上の皆さまの高額療養費の上限額が変わります。

高額療養費制度とは

ひと月に支払う医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合、上限額を超えて支払った医療費分を払い戻す制度です。上限額は、個人または世帯の所得に応じて決まっています。70歳以上の方は、8月から上限額（月ごと）が下表のように変わります。どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

7月まで

| 適用区分 | 外来 （個人ごと） | 外来+入院 （世帯ごと） |
|---------------------------------|------------------------------|-----------------|
| | 現役並み 課税所得 145万円以上の方 | 44,400円 |
| 一般 課税所得 145万円以上の方 （※1） | 12,000円 | 44,400円 |
| 住民税非課税 | II 住民税非課税世帯 | 24,600円 |
| | I 住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など） | 8,000円 |

今年8月から

| 外来 （個人ごと） | 外来+入院 （世帯ごと） |
|-------------------------------|---|
| 57,600円 | 80,100円 +（医療費総額－ 267,000円）×1% （他数回44,400円※2） |
| 14,000円 （年間上限 144,000円） | 57,600円 （多数回44,400円） |
| 8,000円 | 24,600円 |
| | 15,000円 |

※1. 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2. 過去12カ月以内に3回以上上限額に達した場合、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

キトウシ森林公園に 道産子馬がやって来た

[PR]

初めまして、「ウララ」と「ヤム」です（わたしたち雌です）
道南・駒ヶ岳のふもと、大沼の牧場で育ちました。子どもたちに楽しんでもらえるようにお仕事がんばります。

★【6.11開催】キトウシサイクリング
Aコース62km、Bコース48km、Cコース11km

★大好評！ レンタル自転車＝1日2,000円（20段変速・本格ロードバイク40台完備）

（株）東川振興公社（管理事務所は物産センター内 ☎82-2632）